

## 競技運営留意事項

〔 京都フットボールリーグを主に記載していますが、他の大会でも基本的に同様の運営とする。  
但し、他の各大会は連盟運営委員が運営を担当する。 〕

項 目	留 意 事 項
① 試合日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試合日程は、速報版・日程表前期・後期・ホームページで洩れのないよう確認しておくこと。 【京都フットボール連盟 HP <a href="http://www.kyoto-fa.com/1syu/kyotofftop.htm">http://www.kyoto-fa.com/1syu/kyotofftop.htm</a>】</li> <li>・ 試合の日程変更は、各方面に混乱をもたらすので、連盟が承認するもの以外一切認めません。</li> </ul>
② 試合時間 交替選手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 部 40分－10分－40分 7人登録のうち5名まで</li> <li>・ 2 部 40分－10分－40分 7人登録のうち5名まで</li> <li>・ 3 部 30分－5分－30分 7人登録のうち7名まで</li> <li>・ 4 部 30分－5分－30分 7人登録のうち7名まで</li> <li>・ シニア 別途シニア規定に準ずる</li> </ul>
③ ユニホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手チームと同色にならぬよう、異色のサブユニホーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)を準備しておくこと。</li> <li>・ ユニホーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は、統一すること。</li> <li>・ 審判員は黒色を着用するので、同色に近いユニホームの使用は原則認めない。</li> </ul>
④ 試合会場 準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の管理者に確認を得て準備すること。(運営引継確認表記入)</li> <li>・ 第1試合の両チームが分担して行なう。<u>本部席も必ず設置すること。</u></li> <li>・ 準備が遅れた時は、試合時間を縮める。</li> <li>・ ラインは正しく引くこと。</li> <li>・ 使用した諸器具は必ず倉庫に返却しておくこと。</li> <li>・ 「京都フットボールリーグ」の横断幕を掲げる。(1部リーグのみ)</li> </ul>
⑤ 練習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試合中のゴール裏でのアップはボールを使わないこと。</li> <li>・ 審判担当・施設係員の指示に従うこと。</li> </ul>
⑥ ・メンバー表 ・選手登録証 ・試合球の 提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試合開始 60分前までに必ず3枚作成し、審判担当に提出し確認を受け、相手チームに提出すること。交代要員を忘れずに記入しておくこと。</li> <li>・ 登録選手以外は、出場できない。なお、不正出場が認められた場合、その選手を退場させ、試合は続行させること。以後の処置は規律フェアプレー委員会および運営委員会で決定する。</li> </ul>
⑦ 試合球	<p>両チームが公認球で極力新しいものを準備し、試合開始前に審判に手渡すこと。 1・2部リーグについては所定のボールを準備すること。</p>
⑧ 選手の交代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交代の際は必ず、交代用紙に記入の上、本部席へ提出し、レガース・スパイク等を審判担当(4審)が確認する。</li> <li>・ 確認後、ハーフウェイラインの外側で主審に合図し、退場する選手が退いた後、主審の許可を得て入ること。</li> </ul>
⑨ ラインの補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラインが不明確になったときは、両チームが分担して修正すること。</li> <li>・ 審判担当はそれを命令する権限を持つ。</li> </ul>
⑩ 試合の進行	<p>主審は、試合が定刻に進行するように充分配慮すること。 試合進行には審判並びに両チームは協力すること。</p>

⑪ 後始末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終試合の両チームが、分担して諸器具を点検して倉庫へ返納すること。 ラインカー、石灰、コーナーフラッグ、机、イス等の借用した器具は運営引継確認表でチェックすること。</li> <li>・ 施設の管理者に確認を得ること。 (西京極補助・太陽が丘・吉祥院・岩倉東・下鳥羽・丹波・綾部グラウンド)</li> <li>・ 吉祥院・下鳥羽のゴールネットは、はずさなくてよい。</li> <li>・ ゴミは必ず持ち帰る。</li> </ul>									
⑫ 試合結果等の報告 (審判担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1試合の審判担当チームに「京都フットボールリーグ 試合結果報告書及び運営引継表」用紙を約1週間前には送付するので、この用紙を審判担当チーム間で次々に引継ぎ、必要事項を記入する。</li> <li>・ 最終試合の審判担当は、京都フットボールリーグ 試合結果報告書を京都フットボール連盟にメールまたはFAXする。また、京都新聞 運動部にFAXすること。</li> <li>・ 審判報告書、記録用紙および運営報告書を、京都フットボール連盟へ試合終了後から翌日中までにメールまたはFAXすること。  <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>&lt;メール&gt;</b></td> <td style="width: 40%;"><b>京都フットボール連盟</b></td> <td style="width: 45%;"><b>kyo2002@topaz.ocn.ne.jp</b></td> </tr> <tr> <td><b>&lt;FAX&gt;</b></td> <td><b>京都フットボール連盟</b></td> <td><b>075-212-6221</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>京都新聞 運動部</b></td> <td><b>075-251-1509</b></td> </tr> </table> </li> </ul>	<b>&lt;メール&gt;</b>	<b>京都フットボール連盟</b>	<b>kyo2002@topaz.ocn.ne.jp</b>	<b>&lt;FAX&gt;</b>	<b>京都フットボール連盟</b>	<b>075-212-6221</b>		<b>京都新聞 運動部</b>	<b>075-251-1509</b>
<b>&lt;メール&gt;</b>	<b>京都フットボール連盟</b>	<b>kyo2002@topaz.ocn.ne.jp</b>								
<b>&lt;FAX&gt;</b>	<b>京都フットボール連盟</b>	<b>075-212-6221</b>								
	<b>京都新聞 運動部</b>	<b>075-251-1509</b>								
⑬ 試合結果報告 (チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試合をした両チームは、それぞれ結果通知書に記入の上、京都フットボール連盟へ翌日中までにメールまたFAXすること。</li> </ul>									
⑭ 運営手当 (審判担当チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判担当チームには運営手当を支給する。但し、<u>1・2部</u>は運営報告書・記録用紙をもって、<u>3・4部</u>、シニアは運営報告書・審判報告書をもって、年度末に受領分に対し支払う。 (1,000円/試合)</li> </ul>									
⑮ 審判員心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず登録審判員が行うこと。</li> <li>・ 審判員の用具は、全て審判員が準備すること。審判服は必ず着用すること。</li> <li>・ 審判員(主審・副審)は、必ずワッペンを胸につけること。</li> <li>・ 試合の運営等の全責任者であることを自覚し行動すること。</li> </ul>									
⑯ 棄権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いかなる理由にせよ、試合を無断で棄権してはならない。</li> <li>・ 選手が11名揃うことは当たり前であるが、不測の事故等の場合、最低7名で試合できる。 (6名以下は棄権)</li> </ul>									
⑰ 警告・退場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警告・退場処分を与えた主審は、その内容を所定の審判報告書に必ず記入のこと。退場者は、次の1試合(直近の公式戦)に出場できない。以降の処置については、規律フェアプレー委員会から通知する。</li> <li>・ 詳細は別紙【懲罰基準適用に関する確認事項】を参照のこと。</li> </ul>									
⑱ 事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技場における選手および観衆の事故については、当連盟は責任を負わない。</li> <li>・ ただし、重大な事故があった場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに運営委員長に報告すること。</li> <li>・ 救急車を要請するケガの場合、チーム責任で対処するとともに連盟への報告を行うこと。 (運営報告書に記入する) 管理事務所に必ずその旨連絡すること。</li> <li>・ スポーツ保険には出来るだけ入ること。</li> </ul>									
⑲ その他 (会場ルールの厳守)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技場の器物は大切に扱うこと。競技場のルールは厳守すること。</li> <li>・ 盗難等の事故の無いよう、各チームにおいて充分配慮してください。</li> <li>・ ゴミを放置しないこと。ゴミは必ず持ち帰ること。</li> <li>・ 特にタバコ・チューイングガムは、人工芝・施設内厳禁。</li> <li>・ 会場内「禁煙」の施設が増えていますので、注意すること。</li> </ul>									